

奈良地方最低賃金審議会
 奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、
 業務用機械器具製造業最低賃金専門部会
 第 2 回 議事要旨

開 催 日 時	令和 2 年 1 0 月 8 日（木曜日） 午前 9 時 5 0 分 ～ 午前 1 1 時 4 8 分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席 3名	定数 3名
	労働者を代表する委員	出席 3名	定数 3名
	使用者を代表する委員	出席 2名	定数 3名
主 要 議 題	(1) 最低賃金額の審議について		
議 事 要 旨	<p>1 事務局より全国の改正状況について説明した。</p> <p>2 金額審議のため、公益委員と使用者側委員、公益委員と労働者側委員とで個別協議を行ったが、</p> <p style="padding-left: 2em;">使用者側委員は、据置き以外に結論はなく、これ以上審議を重ねても結論は変わらない旨主張した。</p> <p style="padding-left: 2em;">労働者側委員は最低+2円を希望する旨主張したが、公益案が+1円以上の有額であるならば同意、据置きであれば応じられない旨主張した。</p> <p style="padding-left: 2em;">公益委員は、これ以上審議を重ねても労使各側委員の主張する金額に隔たりがあり、意見の一致を見ることができないと判断し、公益案を示すこととした。</p> <p style="padding-left: 2em;">公益案として898円（現行897円+引上げ額1円）を提示し、採決したところ、公益側委員（2名）と労働者側委員（3名）が賛成し、使用者側委員（3名）が反対した。以上から賛成多数で公益案で決定する旨の結論に至った。</p> <p>3 当該結論に基づき、「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」（案）を検討したところ、特に異議はなく、本報告書により10月30日（金）開催予定の第490回本審にて報告することを決定した。</p>		